

藤沢市景観法に基づく認定申請及び届出に関する事前協議要綱

制定 平成21年8月1日

改正 平成24年8月1日

(目的)

第1条 この要綱は、景観計画区域内における建築物、工作物及び広告物のデザイン及び色彩に関する事項等に関し、特に景観上影響の大きい建築物、工作物の計画に関して、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項に定める届出及び第63条第1項に定める建築物の建築等に関する認定申請（以下「景観法に基づく手続」という。）を円滑に行うため、事業者と事前に協議することについて必要な事項を定め、もって良好な都市景観の形成を図ることを目的とする。

(事前協議)

第2条 景観法に基づく手続をしようとする者は、あらかじめ、景観法に基づく手続に関する事前協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

2 事前協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 景観法第61条に定める景観地区内における同63条第1項の規定による認定を要する行為及び同第66条第2項の規定による通知を要する行為
- (2) 藤沢市都市景観条例第5条第1項第2号に定める景観形成地区内における景観法第16条第1項の規定による届出及び景観法第16条第5項の規定による通知を要する行為
- (3) 藤沢市景観計画に定める都心・拠点ゾーン（藤沢駅、辻堂駅周辺の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に定める商業地域（以下「商業地域」という。））における景観法第16条第1項の規定による届出及び景観法第16条第5項の規定による通知を要する行為
- (4) 藤沢市景観計画に定める湘南海岸なぎさベルト（国道134号沿道の商業地域及び国道134号に面する敷地）における景観法第16条第1項の規定による届出及び景観法第16条第5項の規定による通知を要する行為
- (5) 高さ45メートルを超える建築物の新築，増築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- (6) 延べ面積1万平方メートルを超える建築物の建築等

- (7) 前各号に掲げるもののほか、都市景観形成上市長が必要であると認めるもの
- 3 第2項第1号に掲げる事項に関する事前協議は、藤沢市都市景観条例第62条に定める都市景観審議会が行うものとする。ただし、湘南シークロス景観地区については、湘南シークロスまちづくり調整委員会に代えることができる。
- 4 第2項第2号から第7号に掲げる事項に関する事前協議は、藤沢市都市景観アドバイザー設置規程（藤沢市告示第396号）に定める都市景観アドバイザーが行うものとする。
- 5 第2項に掲げるものであっても、都市景観形成上市長が特に支障がないと認めるものについては、事前協議を省略することができる。
- 6 事前協議にあたっては、事前協議申込書（様式第1）を次に掲げる書類各10部を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 景観形成基準チェック表
- (2) 付近見取図
- (3) 委任状
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 立面図（4面、外壁、屋根の仕上げ及び色彩）
- (7) 外構計画図（植栽計画含む）
- (8) 建設地の写真（近景・中継・遠景 カラーパース（完成予想図））
- (9) その他市長が必要と認める書類
（計画変更等の指導）

第3条 市長は、前条に定める事前協議の結果、事前協議に係る建築等の建築計画の内容が不相当と認めるときは、事業者に対し計画変更等の指導を行なうものとする。
（事前協議結果の通知）

第4条 市長は、第2条に定める事前協議又は前条に定める計画変更等の指導の結果、景観法に基づく手続に係る要件が整ったと認めるときは、建築計画協議通知書（様式第2）により事業者に対しその旨を通知するものとする。
（事務局）

第5条 事前協議に関する庶務は、計画建築部景観課において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。